

第1部 総説



第1章 大船渡市の概要

第1 地形

大船渡市は、岩手県の東南部、景観に優れた三陸復興国立公園の南部に位置しています。

奥行きが深い大船渡湾をはじめ、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾を有し、大船渡湾を囲む平地とその背後の北上山系に連なる五葉山、氷上山、今出山などの丘陵地、山岳地によって形成されています。

三陸復興国立公園碇石海岸、県立自然公園五葉山に代表される「海」と「緑」の自然に囲まれたまちで、三陸沿岸地域の拠点都市として、さらなる発展が期待されています。

第2 位置・面積

表1 位置及び面積

| 位置 | 面積 |
|-----------------|--------|
| 東経 141° 42' 30" | 322.50 |
| 北緯 39° 04' 56" | |

(注) 位置は、市本庁舎の位置。

第3 気候

気候は、温暖湿潤気候で年平均気温が11℃前後と温暖であり、夏は海風によって涼しく、冬の積雪は少ない状況にあります。

表2 気象状況

| 年次 | 降水量 (mm) | 気温 | | | 平均風速 (m/s) | 平均湿度 (%) | 日照時間 (h) |
|--------|-------------|------|------|-------|---------------|-------------|-------------|
| | | 平均 | 最高極値 | 最低極値 | | | |
| 平成16年 | 1,438.5 | 11.9 | 33.8 | -7.1 | 2.5 | 72 | 1,821.3 |
| 平成17年 | 1,224.0 | 11.1 | 34.4 | -7.2 | 2.5 | 73 | 1,745.1 |
| 平成18年 | 1,812.5 | 11.2 | 32.9 | -7.8 | 2.5 | 75 | 1,580.5 |
| 平成19年 | 1,486.5 | 11.9 | 37.0 | -5.2 | 2.3 | 74 | 1,825.3 |
| 平成20年 | 1,408.5 | 11.4 | 30.2 | -8.3 | 2.4 | 72 | 1,694.2 |
| 平成21年 | 1,559.5 | 11.7 | 32.8 | -5.5 | 2.4 | 69 | 1,664.1 |
| 平成22年 | 1,820.0 | 11.9 | 35.0 | -7.3 | 2.3 | 71 | 1,593.4 |
| 平成23年※ | 1,148.0 | 12.4 | 35.4 | -8.0 | 2.4 | 69 | 1,721.4 |
| 平成24年 | 1,512.0 | 11.3 | 34.6 | -11.0 | 2.5 | 69 | 1,748.0 |
| 平成25年 | 1,284.5 | 11.3 | 33.8 | -8.6 | 2.7 | 71 | 1,685.4 |
| 平成26年 | 1,718.5 | 11.6 | 35.9 | -6.6 | 2.8 | 71 | 1,909.2 |
| 平成27年 | 1,674.5 | 12.5 | 37.0 | -5.5 | 2.9 | 71 | 1,922.7 |

資料：大船渡測候所

※ 平成23年は、資料不足値としての公表データ

第4 人口と世帯数の推移

本市の人口は、昭和55年をピークに徐々に減少してきています。

表3 人口の推移

| 年次 | 世帯数 (世帯) | 人口(人) | | | 1世帯当り 人口(人) | 人口密度 (人/km ²) | 摘要 |
|-------|-------------|--------|--------|--------|----------------|------------------------------|-----------|
| | | 総数 | 男 | 女 | | | |
| 昭和40年 | 10,493 | 48,626 | 23,392 | 25,234 | 4.63 | 150.5 | 第10回国勢調査 |
| 昭和50年 | 12,960 | 49,675 | 24,045 | 25,630 | 3.83 | 153.7 | 第12回国勢調査 |
| 昭和60年 | 14,070 | 49,041 | 23,940 | 25,101 | 3.48 | 151.7 | 第14回国勢調査 |
| 平成7年 | 14,701 | 46,277 | 22,417 | 23,860 | 3.15 | 143.2 | 第16回国勢調査 |
| 平成12年 | 15,017 | 45,160 | 21,611 | 23,549 | 3.01 | 139.7 | 第17回国勢調査 |
| 平成17年 | 15,138 | 43,331 | 20,592 | 22,739 | 2.86 | 134.0 | 第18回国勢調査 |
| 平成22年 | 14,819 | 40,737 | 19,412 | 21,325 | 2.75 | 126.0 | 第19回国勢調査 |
| 平成23年 | 14,412 | 39,097 | 18,765 | 20,332 | 2.71 | 120.9 | 岩手県毎月人口推計 |
| 平成24年 | 14,528 | 38,942 | 18,711 | 20,231 | 2.68 | 120.5 | 岩手県毎月人口推計 |
| 平成25年 | 14,790 | 38,674 | 18,613 | 20,061 | 2.61 | 119.7 | 岩手県毎月人口推計 |
| 平成26年 | 14,980 | 38,463 | 18,492 | 19,971 | 2.57 | 119.3 | 岩手県毎月人口推計 |
| 平成27年 | 14,807 | 38,058 | 18,581 | 19,477 | 2.57 | 118.0 | 第20回国勢調査 |

資料：市商工課

第5 産業の動向

本市における産業は、卸売・小売業が事業所数、就業者数ともに、最も多くなっていますが、そのほかには、自然資源と流通基盤を活用した建設業や製造業が中心となっています。

表4 産業別事業及び従事者数

| 事業所で行っている産業 (大分類) | 平成21年 | | 平成24年 | | 平成26年 | |
|-----------------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 事業所数 | 従業員数 (人) | 事業所数 | 従業員数 (人) | 事業所数 | 従業員数 (人) |
| 総数 | 2,623 | 17,326 | 1,928 | 13,374 | 2,254 | 15,813 |
| ※農林漁業 | - | - | - | - | - | - |
| 農業・林業 | 18 | 202 | 17 | 100 | 9 | 54 |
| 漁業 | 14 | 301 | 7 | 124 | 8 | 198 |
| ※鉱業 | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 4 | 104 | 4 | 96 | 5 | 47 |
| 建設業 | 252 | 1,814 | 209 | 2,095 | 249 | 2,319 |
| 製造業 | 199 | 3,400 | 143 | 1,890 | 177 | 2,900 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3 | 45 | 2 | 55 | 3 | 57 |
| 情報通信業 | 12 | 85 | 10 | 62 | 18 | 127 |
| ※運輸業 | - | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 76 | 1,053 | 51 | 715 | 59 | 857 |
| 卸売・小売業 | 784 | 4,231 | 543 | 3,320 | 603 | 3,515 |
| 金融・保険業 | 49 | 348 | 40 | 286 | 41 | 294 |
| ※不動産業 | - | - | - | - | - | - |
| 不動産業、物品賃貸業 | 176 | 309 | 122 | 268 | 136 | 379 |
| 学術研究、専門・技術サービス | 60 | 220 | 51 | 208 | 61 | 245 |
| ※飲食店、宿泊業 | - | - | - | - | - | - |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 275 | 1,330 | 183 | 939 | 213 | 1,059 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 298 | 883 | 208 | 615 | 232 | 701 |
| 教育、学習支援業 | 66 | 215 | 45 | 171 | 52 | 136 |
| 医療、福祉 | 131 | 1,350 | 116 | 1,356 | 140 | 1,695 |
| 複合サービス事業 | 32 | 341 | 25 | 318 | 28 | 328 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 174 | 1,095 | 151 | 746 | 163 | 902 |

資料：総務省統計局「平成21年、平成26年経済センサス基礎調査」

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」

(注) 「事業所で行っている産業」は、複数回答につき総数と一致しない。

第6 土地の利用状況

本市は約70%が山林、原野で占められ、平坦地が少ないことから丘陵地等の利用が図られています。

表5 土地の利用状況

(平成28年3月31日現在 単位：k㎡)

| 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|--------|------|------|-------|--------|------|------|-------|
| 323.00 | 3.40 | 7.10 | 11.00 | 222.82 | 2.31 | 7.48 | 68.89 |

資料：市税務課（平成28年度概要調査）

表6 土地の利用規制の状況

| 区 分 | | | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 区 分 | | | 面積 (ha) | 構成比 (%) | |
|--------|------|--------------|------------|------------|--------|------|------|------------|------------|-------|
| 総 面 積 | | | 32,330 | | 自然公園地域 | 国立公園 | 第1種 | 26 | 1.6 | |
| | | | | | | 国立公園 | 第2種 | 232 | 14.0 | |
| | | | | | | 国立公園 | 第3種 | 1,401 | 84.4 | |
| | | | | | | 国立公園 | 小 計 | 1,659 | 100.0 | |
| | | | | | | 県立公園 | 第1種 | 40 | 1.1 | |
| | | | | | | | 県立公園 | 第2種 | 205 | 5.5 |
| | | | | | | | 県立公園 | 第3種 | 3,507 | 93.4 |
| | | | | | | | 県立公園 | 小 計 | 3,752 | 100.0 |
| | | | | | | | 計 | | 5,411 | 16.7 |
| 都市計画区域 | 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 | 151 | 16.4 | | | | | | |
| | | 第1種中高層住居専用地域 | 58 | 6.3 | | | | | | |
| | | 第2種中高層住居専用地域 | 43 | 4.7 | | | | | | |
| | | 第1種住居地域 | 254 | 27.7 | | | | | | |
| | | 第2種住居地域 | 18 | 2.0 | | | | | | |
| | | 近隣商業地域 | 58 | 6.3 | | | | | | |
| | | 商業地域 | 53 | 5.8 | | | | | | |
| | | 準工業地域 | 110 | 12.0 | | | | | | |
| | | 工業地域 | 67 | 7.3 | | | | | | |
| | | 工業専用地域 | 106 | 11.5 | | | | | | |
| | | 小 計 | | 918 | 100.0 | | | | | |
| 計 | | | 6,941 | 21.5 | | | | | | |
| 農業振興地域 | 農用地 | 田 | 375 | 12.0 | | | | | | |
| | | 畑 | 1,164 | 37.1 | | | | | | |
| | | 樹園地 | 35 | 1.1 | | | | | | |
| | | 農業用施設用地 | 4 | 0.1 | | | | | | |
| | | 森林原野 | 1,558 | 49.7 | | | | | | |
| | | 小 計 | | 3,137 | 100.0 | | | | | |
| 計 | | | 6,314 | 19.5 | | | | | | |

資料：市住宅公園課、市農林課、市観光推進室

表7 国・県道等の状況

| 路線名 | | 気仙管内 延長(m) | 市内分 延長(m) | 市内舗装 延長(m) | 市内分 舗装率(%) |
|------------|------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 国 道 | 45号 | 73,323.0 | 56,185.0 | 56,185.0 | 100.0 |
| | 107号 | 31,518.1 | 10,274.2 | 10,274.2 | 100.0 |
| | 小計 | 104,841.1 | 66,459.2 | 66,459.2 | 100.0 |
| 主 要 地方道 | 大船渡綾里三陸線 | 31,535.8 | 31,535.8 | 31,535.8 | 100.0 |
| | 大船渡広田陸前高田線 | 26,107.5 | 5,580.7 | 5,580.7 | 100.0 |
| | 小計 | 57,643.3 | 37,116.5 | 37,116.5 | 100.0 |
| 一般県道 | 上有住日頃市線 | 10,667.1 | 6,361.2 | 6,361.2 | 100.0 |
| | 唐丹日頃市線 | 12,497.1 | 12,497.1 | 12,497.1 | 100.0 |
| | 丸森権現堂線 | 7,098.2 | 7,098.2 | 7,098.2 | 100.0 |
| | 碁石海岸線 | 4,757.3 | 4,757.3 | 4,757.3 | 100.0 |
| | 崎浜港線 | 5,428.0 | 5,428.0 | 5,428.0 | 100.0 |
| | 吉浜上荒川線 | 10,034.9 | 10,034.9 | 10,034.9 | 100.0 |
| | 小計 | 50,482.6 | 46,176.7 | 46,176.7 | 100.0 |
| 合 計 | | 212,967.0 | 149,752.4 | 149,752.4 | 100.0 |

資料：三陸国道事務所（平成28年4月1日）

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター（平成26年4月1日）

（注）・舗装済には軽防塵舗装を含む。

・国道45号線には三陸縦貫自動車道分を含む（気仙管内28,200m、市内分23,457m）。

表8 市道の状況

| 年度 | 統計 | | 路面別内容 | | | |
|----|-------|---------|---------|-------|---------|-------|
| | 路線数 | 延長(m) | 未舗装 | | 舗装済 | |
| | | | 延長(m) | 割合(%) | 延長(m) | 割合(%) |
| 25 | 1,398 | 606,338 | 203,117 | 33.5 | 403,221 | 66.5 |
| 26 | 1,398 | 605,924 | 199,950 | 33.0 | 405,974 | 67.0 |
| 27 | 1,437 | 607,273 | 198,486 | 32.7 | 408,787 | 67.3 |

資料：市建設課

第7 その他の統計

1 ごみ収集状況

当市のごみ収集は、当市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合が行っています。

収集したごみは、中継施設の大船渡地区クリーンセンター(大船渡市猪川町字藤沢口)へ集め、処理施設の岩手沿岸南部クリーンセンター(釜石市大字平田)へ運搬し処理しています。

可燃ごみ収集量は、平成17年度からは減少傾向にありましたが、平成23年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、不燃ごみ収集量については、平成15年度からは減少傾向となっていました、平成23年度に増加し、その後横ばいで推移しています。

収集ごみ以外の、大船渡地区クリーンセンターに直接持ち込まれるごみについては、震災前に比べて減少傾向にあります。

表9 ごみ収集状況

(単位：t)

| 市町別 | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|------|----------------|------|-------|----------------|------|-------|
| | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 合計 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 合計 |
| 合計 | 9,032 (286) | 829 | 9,860 | 8,927 (236) | 786 | 9,713 |
| 大船渡市 | 7,966 (221) | 696 | 8,662 | 7,864 (179) | 659 | 8,524 |
| 住田町 | 1,066 (65) | 133 | 1,198 | 1,062 (57) | 127 | 1,189 |

資料：大船渡地区環境衛生組合

(注) ()内は資源古紙の収集量

2 し尿処理状況

し尿は、当市、陸前高田市と住田町で構成する気仙広域連合が所管する気仙広域連合衛生センターで処理しています。し尿は業者委託により、また浄化槽汚泥は許可業者が収集し衛生センターに搬入しています。

し尿の収集量は、公共下水道*の普及等により、減少傾向となっています。浄化槽汚泥は、平成24年度以降増加傾向となっています。

表10 し尿処理状況

(単位 件数：件 収集量：kℓ)

| 市町別 | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | し尿 | | 浄化槽汚泥 | | し尿 | | 浄化槽汚泥 | |
| | 件数 | 収集量 | 件数 | 収集量 | 件数 | 収集量 | 件数 | 収集量 |
| 合計 | 60,398 | 31,800 | 3,743 | 18,731 | 59,825 | 31,336 | 3,997 | 20,801 |
| 大船渡市 | 40,224 | 21,268 | 2,053 | 9,398 | 40,503 | 21,293 | 2,139 | 10,487 |
| 陸前高田市 | 16,089 | 8,294 | 1,434 | 8,269 | 15,356 | 7,889 | 1,586 | 9,247 |
| 住田町 | 4,085 | 2,238 | 256 | 1,064 | 3,966 | 2,154 | 272 | 1,067 |

資料：気仙広域連合衛生課

3 自動車保有状況

自動車の保有台数は、東日本大震災後に減少しましたが、徐々に震災前の保有台数に戻りつつあります。乗用軽自動車が増える割合が増加しており、乗用車の小型化が進行していると言えます。

表 11 自動車保有台数

(平成 28 年 3 月 31 日現在 単位:台)

| 総計 | 乗合自動車 | 貨物自動車 | 乗用車 | 特殊車 | 軽自動車(乗用) | 軽自動車(貨物) | 軽自動車(二輪) | 軽自動車(三輪) | 小型特殊車 | 原付自転車 | 二輪小型 |
|--------|-------|-------|--------|-------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|------|
| 34,665 | 158 | 3,059 | 13,406 | 1,127 | 8,885 | 4,902 | 378 | 0 | 806 | 1,565 | 379 |

資料：東北運輸局岩手運輸支局、市税務課

4 浄化槽設置状況

浄化槽*については、以前はし尿のみを処理する単独処理浄化槽、生活排水も併せて処理する合併処理浄化槽が設置されてきましたが、平成 13 年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設はできなくなっています。

なお、住宅及び店舗併用住宅に浄化槽を設置する方に対しては、補助金を交付し、浄化槽のより一層の普及推進を図っています。

表 12 浄化槽設置状況

(単位:基)

| 構造 年度 | 単独処理 | | | | 合併処理 | | | | | | 計 |
|----------|------|------|-------------|-----|------|------|------------------|-------------|--------------------|-------|-------|
| | 腐敗型 | ばっき型 | 接 触 ばっき型 | 小計 | 腐敗型 | ばっき型 | 回 転 板 型 | 接 触 ばっき型 | 散 水 ろ 床 型 | 小計 | |
| 平成26年度 | 80 | 117 | 122 | 319 | 0 | 8 | 0 | 3,469 | 3 | 3,480 | 3,799 |
| 平成27年度 | 79 | 114 | 119 | 312 | 0 | 7 | 0 | 3,707 | 3 | 3,717 | 4,029 |

| 規模 年度 | ~20人 | 21人 ~ 50人 | 51人 ~ 100人 | 101人 ~ 200人 | 201人 ~ 300人 | 301人 ~ 500人 | 501人 ~ 1,000人 | 1,001人 ~ 3,000人 | 計 |
|----------|--------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------------------|-------|
| | 平成26年度 | 3,250 | 387 | 84 | 54 | 16 | 5 | 2 | 1 |
| 平成27年度 | 3,482 | 384 | 85 | 54 | 17 | 4 | 2 | 1 | 4,029 |

資料：沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

5 都市公園

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、市街地における良好な生活環境を提供するとともに、緑地広場や植樹帯等を保有し、環境保全機能や緑の景観形成にも資する施設として、昭和54年3月に策定した大船渡市「緑のマスタープラン」や平成14年3月に策定した大船渡市「緑の基本計画」の推進を図るための重要な施設として位置付けられています。

表13 都市公園設置状況

(平成28年3月31日現在)

| 区分 | 面積 (ha) | 開設年月日 | 区分 | 面積 (ha) | 開設年月日 | | |
|----------|------------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 合計 | 25.41 | | 20. 長崎公園 | 0.38 | S47.3.31 | | |
| 街区公園 | 計 | 7.25 | 21. 佐野公園 | 0.26 | S50.3.31 | | |
| | 1. 吉野森公園 | 0.19 | S47.4.1 | 22. 大田公園 | 0.18 | S50.10.30 | |
| | 2. 佐倉里公園 | 0.15 | S47.4.1 | 23. 大田南公園 | 0.10 | S53.12.25 | |
| | 3. 館下公園 | 0.17 | S48.4.1 | 24. 上手公園 | 0.13 | S50.11.30 | |
| | 4. 御山下公園 | 0.17 | S49.3.31 | 25. 轆轤石公園 | 0.07 | S63.4.1 | |
| | 5. 地ノ森公園 | 0.16 | S44.10.7 | 26. 石橋前公園 | 0.25 | S63.9.1 | |
| | 6. 明神前公園 | 0.23 | S31.10.15 | 27. 東町公園 | 0.30 | H3.3.25 | |
| | 7. 笹崎公園 | 0.17 | S35.4.1 | 28. みどり町公園 | 0.36 | H5.3.23 | |
| | 8. 南笹崎公園 | 0.24 | S44.10.6 | 29. 諏訪前公園 | 0.34 | H10.4.1 | |
| | 9. 永沢公園 | 0.14 | S45.12.26 | 30. 中井沢公園 | 0.10 | H10.4.1 | |
| | 10. 上平公園 | 0.30 | S53.4.1 | | | | |
| | 11. 下平公園 | 0.28 | S44.11.1 | 計 | 4.17 | | |
| | 12. 宮ノ前公園 | 0.18 | S45.11.6 | 近隣公園 | 1. 天神山公園 | 2.68 | S39.3.25 |
| | 13. 富沢公園 | 0.17 | S42.3.30 | | 2. 赤沢公園 | 0.42 | S45.10.21 |
| | 14. 台公園 | 0.17 | S42.3.30 | | 3. 下船渡公園 | 1.07 | S55.3.31 |
| | 15. 加茂公園 | 0.59 | S31.10.15 | | | | |
| | 16. 下権現堂公園 | 0.21 | S53.12.25 | 計 | 13.99 | | |
| | 17. 前田公園 | 0.23 | S49.3.11 | 都市緑地 | 1. 盛川河川敷公園 | 12.90 | S58.4.1 |
| | 18. 猪川公園 | 0.20 | S53.4.1 | | 2. 石橋前緑地広場 | 0.02 | S63.12.1 |
| 19. 赤崎公園 | 0.83 | S43.12.25 | 3. 鬼越ふれあい公園 | | 1.07 | H8.3.29 | |
| | | | | | | | |

資料：市住宅公園課

第2章 大船渡市における環境公害防止体制

第1 環境公害行政の経緯

- 1 昭和30年代の急激な産業経済の発展に伴い、公害*問題が複雑化したことにより、国は昭和42年に公害対策基本法、昭和47年に自然環境保全法を制定しました。

本市においては、公害問題が表面化したのは昭和30年代後半～昭和40年代にかけてであり、工場からの粉じん*による家屋・農作物の被害や水産加工場からの排水による水産資源の被害などが発生しました。

市ではこうした事態を踏まえ、公害対策審議会の設置（昭和46年）、公害防止協定（現：環境の保全に関する協定）の締結促進（昭和46年～）、公害防止施設の整備促進に係る利子補給制度の着手（昭和47年～平成16年）などにより、公害対策に取り組んできました。さらに、合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度（平成元年度～、現：浄化槽設置整備事業補助金交付制度）、生活雑排水対策実践活動モデル事業の実施（昭和61年度～昭和63年度、平成元年度～平成12年度：快適なまちづくり実践活動推進事業、平成13年度～現：エコライフ推進事業）、公共下水道事業の着手（平成3年）などにより、公共用水域*の汚濁防止及びごみの減量化・適正処理の推進を図るとともに、県が策定（平成2年度）した「大船渡湾水質管理計画」に基づき、湾浄化を推進してきました。

その後、環境問題は、社会経済活動の拡大に加え、生活雑排水*による水質汚濁*やごみの増大などの影響により、多種多様な問題が生じてきたことから、国では、環境基本法を制定（平成5年11月）し、それに伴い本市においても、大船渡市公害防止対策審議会条例を廃止し、平成6年11月に大船渡市環境審議会条例を制定するなど、複雑化する環境問題に対応してきました。

- 2 平成2年に策定された「大船渡湾水質管理計画」は、湾をめぐる環境が大きく変化したことから見直しされることになり、市と県は平成12年11月、新たに「大船渡湾水環境保全計画」を策定しました。この計画は、市民及び行政が連携、協力し、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承することを基本目標としており、平成13年度から平成25年度までを計画期間として推進してきました。平成26年3月には計画を改定し、計画期間を平成26年度から平成35年度までの10ヵ年としました。

また、「大船渡湾水環境保全計画」の目標達成のための具体的な行動に結びつける仕組み等を構築するため、平成16年7月に「大船渡湾水環境保全計画アクションプラン(実行計画)」を策定しました。このアクションプランは、向こう5ヵ年を期間とし、①保全計画の重点施策、②仮説の検証、③市民・事業者が一体となった取り組み、の3つの柱で成り立っていました。その後、平成26年3月の改定に合わせて、実施計画として位置づけ、取り組み状況について毎年度検証しながら進めることとしています。

3 平成3年度から着手している公共下水道事業は、順調に進捗し、平成27年度までには840.3haまで事業認可区域が拡張されています。

4 周りをすべて海に囲まれ、魚介類の消費の多い我が国にとって、海洋汚染は極めて深刻な問題です。

近年、内湾など閉鎖性水域*における水質汚濁の改善が進まず、全国的にも問題となっていますが、平成5年の水質汚濁防止法の一部改正に基づき、海域の窒素、リンに係る環境基準*の類型指定が行われることになり、大船渡湾についても平成8年4月に海域Ⅱ類型の指定を受けました。

これにより、大船渡湾については、現在COD*をはじめとする生活環境項目の全項目について環境基準が当てはめられています。

5 平成8年度には、国と県が計画する大船渡港港湾計画と平行して、マリンリフター（空気揚水筒）で水質浄化を図る海域環境創造事業が始まり、10基が設置されました。（平成23年3月11日の東日本大震災の津波により流失）

また、平成9年9月には、大船渡港港湾計画が、漁業関係者の同意を得て本格的に事業着手されました。

6 盛川流域の洪水調節と正常な流水機能の維持、水道水の確保等を目的として、昭和53年の予備調査以来整備事業が進められ、平成10年度より本体工事に着手していた鷹生ダム（規模：堤高77m、堤頂長309m、堤体積30万9千m³）は、平成18年10月に竣工しました。

また、ダム周辺に温泉が湧出し、施設建設計画が進められていた五葉温泉も、温泉排水が鷹生川に与える影響を調査した後、漁業関係者や地域住民と環境の保全に関する協定を締結し、平成12年4月に営業を開始しました。

7 ダイオキシン類*の主な発生源はごみ焼却によるものでしたが、昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）に沿って対策がとられています。

県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生の抑制や最終処分場の確保等適正なごみ処理を推進するため、県内を6ブロックに分けて推進する「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定しました。

本市の属する沿岸南部ブロックでは、平成18年度に陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町とともに「岩手沿岸南部広域環境組合」が設立され、平成23年4月から、岩手沿岸南部クリーンセンターの竣工により、広域ごみ処理が開始されました。

本市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合の大船渡地区クリーンセンターは、ダイオキシン類対策と施設の老朽化により、平成12年3月にごみ焼却施設は廃止され、処理先へ運搬するための積込中継施設として稼動しています。処理先は、平成12年4月から平成23年3月までは釜石市清掃工場、平成23年4月からは、岩手沿岸南部クリーンセンターとなっています。

- 8 地球温暖化*をはじめとする地球環境問題*の解決のためには、一人ひとりの取り組みが重要であることから、環境にやさしい暮らし（エコライフ）を地域全体で実践する県のモデル事業が、平成12年11月に立根町の上手地域で実施されました。

これは、各家庭で電気、ガス、水道等の消費を抑える行動を40日間実施した後、二酸化炭素*削減量を分析、公表するもので、各家庭での実践を通じてエコライフの定着を図ることを目的としており、平成13年度からは本市において「エコライフ推進事業」として、従来実施してきた快適なまちづくり実践活動推進事業を発展させた形で、市内各地域で実施してきました。平成28年度からは、希望する市内の小学校5・6年生を対象に実施しています。

- 9 市民の環境に対する意識が急速に高まりつつある中、環境保全に向けた行政の協働が求められています。そのため、本市においても、平成13年度から施行している「環境基本条例」や平成14年度に策定した「環境基本計画」で、方針や目的、目標、体制などを明確にし、環境施策を推進しました。

平成25年1月には、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする「第2次環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡」を目指して推進しています。

- 10 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」実現への取り組みが、重要となってきています。そのため、市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを分別・収集し、これらを再資源化する試験的な取り組みを、一般廃棄物試験分別収集事業として、平成21年10月から赤崎町の一部地域（中井一区、中井二区、沢田、佐野、宿、後ノ入、大洞、生形、山口、大立、永浜）で実施しました。

平成23年3月11日の東日本大震災の津波で、再資源化する工場である太平洋セメント株式会社大船渡工場が被災したため中断しましたが、施設の復旧等、実施できる状況が整ったことから、平成23年11月に再開しています。

現在は、盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町を加えた、市内の約半数の世帯を対象として実施しています。

- 11 平成23年3月11日に東日本大震災*が発生し、甚大な被害を受けました。市内には大量の災害廃棄物が発生するとともに、大船渡湾口防波堤の倒壊、湾内に設置していたマリニリフ

ターの流失、公共下水道処理施設(浄化センター)、漁業集落排水処理施設やし尿処理施設の浸水など、本市の環境に関連する施設も、多大な被害を受けました。

こうしたことから、岩手県災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を進め、処理計画期間である平成26年3月までに処理を完了しました。

また、し尿処理施設は平成24年4月に、公共下水道処理施設は平成25年3月に復旧し、平成29年3月には、大船渡湾の水質に配慮した新たな湾口防波堤の復旧工事が完了しました。

表 14 環境公害行政のあゆみとできごと

| 年 月 日 | 記 事 |
|------------|--|
| 昭和 | |
| 29. 4 | ○清掃法公布 |
| 31. 4 | ○都市公園法公布 |
| 33. 4 | ○下水道法公布 |
| 38. 3 | ○大船渡市公害防止対策委員会設置 |
| 40. 10 | ○塵芥処理場完成 |
| 40. 11 | ○し尿処理場完成 |
| 42. 7. 2 | ○大船渡湾口防波堤完成 |
| 42. 8 | ○公害対策基本法公布 |
| 43. 6 | ○大気汚染防止法公布 ○騒音規制法公布 |
| 44. 10. 17 | ○大船渡市公害防止対策事務処理規程施行 |
| 45. 6. 1 | ○総務課に公害係設置 |
| 45. | ○大船渡湾養殖貝類異常へい死原因調査（岩手県） |
| 45. 12 | ○水質汚濁防止法公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 |
| 46. 4 | ○永浜水面貯木場完成 |
| 46. 6. 1 | ○悪臭防止法公布 ○公害行政担当課として新たに公害交通課設置 |
| 46. 12. 1 | ○大船渡市公害対策審議会条例公布 |
| 47. 4. 18 | ○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、盛川は河川A類型、大船渡湾は海域A類型に指定される |
| 47. 6. 16 | ○公害防止資金利子補給規則公布 |
| 47. 10 | ○自然環境保全法公布 |
| 48. 3. 30 | ○岩手県公害防止条例により、騒音規制地域の指定告示なる |
| 48. | ○大船渡湾富栄養対策調査 |
| 49. 3. 18 | ○悪臭防止法により、悪臭規制地域の指定告示なる |
| 49. | ○大船渡湾内養殖漁業場環境改善対策調査（水産庁） ○環境大気常時監視測定開始（岩手県） |
| 50. 8. 1 | ○機構改革により課名が環境課となる |
| 50. | ○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、吉浜川は河川AA類型、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾は海域A類型に指定される ○岩手県における腸チフスの疫学的研究（岩手県） |
| 51. | ○大船渡湾における堆積物の調査（岩手県） |
| 51. 6 | ○振動規制法公布 |
| 52. | ○大船渡湾における生活排水の影響調査（岩手県） |
| 54. 3. 16 | ○振動規制法により、振動規制地域の指定告示なる |
| 54. 6 | ○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布 |
| 54. 10. 29 | ○大船渡湾水質・環境リモートセンシング（岩手大） |
| 54. | ○大船渡湾麻ひ性貝毒化機構究明調査（岩手県） |
| 55. 1 | ○野々田地区港湾整備事業開始 |
| 55. 4 | ○機構改革により課名が生活環境課となる |
| 55. 6 | ○漁場改良復旧基礎調査（水産庁） |
| 55. 7. 3 | ○大船渡市雑排水簡易浄化槽設置指導要綱制定 |

| 年 月 日 | 記 事 |
|-------------------|---|
| 昭和 | |
| 55. 11 | ○小野田セメント大煙突完成 |
| 56. 8～57. 3 | ○大気環境調査「石灰利用施設周辺地域」（環境庁） |
| 57. 8～58. 2 | ○大気環境調査「貯炭場周辺地域」（環境庁） |
| 58. 5 | ○浄化槽法公布 |
| 58. 7. 4～8. 28 | ○大気常時測定局再起置検討調査（岩手県） |
| 59. 12 | ○スパイクタイヤによる道路粉じん調査開始 |
| 60. 4 | ○機構改革により課名が保健環境課となる ○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設事業着手 |
| 60. 8 | ○新し尿処理場整備事業開始 |
| 61. 8. 1～9. 30 | ○旭町地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（岩手県指定） |
| 62. 6 | ○大船渡湾水質管理計画策定開始（岩手県） |
| 62. 8. 1～9. 30 | ○須崎川流域生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定） |
| 62. 9 | ○新し尿処理場完成（気仙地区衛生センター） |
| 63. 5 | ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布 |
| 63. 8. 1～9. 30 | ○北・南笹崎地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定） |
| 平成 | |
| 元. 4 | ○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設供用開始 |
| 元. 9. 26 | ○大船渡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱告示 |
| 元. 11. 1～2. 3. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（吉野町、長安寺、小細浦） |
| 2. 3 | ○大船渡湾水質管理計画策定（岩手県） |
| 2. 5. 28 | ○大船渡市環境保全連絡協議会設立 |
| 2. 6 | ○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布 |
| 2. 6～9 | ○水生生物*観察事業の拡充実施 |
| 2. 7. 1 | ○大船渡湾水質管理計画推進本部設置 |
| 2. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（上手、長谷堂、佐野、平、富沢 2区） |
| 3. 1. 17 | ○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第1項の指定地域に指定 |
| 3. 1. 22 | ○大船渡湾水質管理計画推進協議会設置 |
| 3. 4. 1 | ○指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止となる |
| 3. 4 | ○再生資源の利用の促進に関する法律公布 |
| 3. 7. 1 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（峯岸、上富岡、関谷、田谷、永沢、上木町、生形） |
| 3. 7. 11 | ○大船渡市公共下水道事業認可 |
| 3. 11. 20 | ○大船渡市快適環境づくり市民集会開催 |
| 4. 6 | ○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 |
| 4. 7. 1 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（木町、下船渡、内田、赤崎町中井、下久名畑、町場、鷹生） |
| 4. 10 | ○岩手の景観保全と創造に関する条例公布 |
| 5. 3. 30 | ○大船渡港清掃船「さんご丸」完成、進水（岩手県） |
| 5. 4. 1 | ○清掃船「さんご丸」大船渡港に配備 |
| 5. 6. 3 | ○須崎川清流化対策推進協議会設立 |
| 5. 8. 1 | ○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い） |
| 5. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（本町、中央通、神坂、沢田、上久名畑、大畑野、日頃市町宿） |

| 年 月 日 | 記 事 |
|-----------------|--|
| 平成 | |
| 5. 11 | ○環境基本法公布 |
| 6. 6 | ○大船渡湾に係る窒素、磷の環境基準類型指定のための調査事業開始 |
| 6. 7. 31 | ○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い） |
| 6. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（愛宕町、宮ノ前、船河原、赤崎町宿、猪川町大野、平田、平山） |
| 6. 10. 1 | ○大船渡市公共下水道事業一部供用開始（大船渡町富沢、地ノ森） ○大船渡市環境審議会条例制定 |
| 6. 12. 1 | ○岩手県沿岸流出油災害対策協議会設立（釜石海上保安部） |
| 6. 12. 21 | ○大船渡港港湾計画調査（土質調査及び環境調査）開始（運輸省） |
| 7. 1. 15 | ○細浦地区漁港環境整備事業開始（細浦漁港・水産庁） |
| 7. 3. 31 | ○悪臭防止法及び同法施行規則の一部改正に伴う規制地域並びに規制基準*告示なる（岩手県） |
| 7. 6 | ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布 |
| 7. 7. 31 | ○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い） |
| 7. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（八幡町、浜町、細浦、後ノ入、上中井、和村、坂本沢） |
| 8. 3. 22 | ○海域環境創造事業による大船渡湾へのマリノリフター設置が決定（運輸省） |
| 8. 4. 13 | ○大船渡湾の窒素及び磷に係る環境基準の類型指定告示なる（岩手県） |
| 8. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（桜場、須崎、平、蛸ノ浦、下中井、川原、川内） |
| 8. 9. 30 | ○大船渡市快適環境づくり市民集会開催 |
| 9. 3. 27 | ○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業基本計画承認 |
| 9. 4 | ○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布 |
| 9. 4. 17 | ○大船渡港港湾整備に伴う漁業補償契約締結 |
| 9. 6 | ○環境影響評価法公布 |
| 9. 7. 31 | ○大船渡市環境保全推進協議会設立 |
| 9. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山二区、上山、末崎町中野、大洞、前田、下欠、田代屋敷・長岩） |
| 9. 9. 27 | ○大船渡港多目的国際ターミナル着工 |
| 9. 11. 6 | ○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（98ha⇒203ha） |
| 10. 3 | ○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例施行 |
| 10. 4 | ○小石浜地区漁業集落排水処理施設事業着手 |
| 10. 6 | ○特定家庭用機器再商品化法公布 |
| 10. 7. 1 | ○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規定による地域指定の一部改正 |
| 10. 7 | ○岩手県環境影響評価条例公布 |
| 10. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山一区、南町、小田、山口、下権現堂、菅生、石橋） |
| 10. 10. 1 | ○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業着工 |
| 10. 10 | ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布 |
| 10. 10. 12 | ○鷹生ダム本体工事着工 |
| 10. | ○越喜来湾に窒素及び磷に係る環境基準（海域Ⅱ類型）指定告示なる（岩手県） |
| 11. 7 | ○ダイオキシン類特別措置法公布 |
| 11. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（御山下、茶屋前、梅神、永浜、下富岡、久保、板用） |
| 12. 4. 1 | ○釜石市と廃棄物共同処理事業開始 |

| 年 月 日 | 記 事 |
|-------------------|---|
| 平成 | |
| 12. 5 | ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 |
| 12. 6 | ○循環型社会形成推進基本法公布 ○食品循環資源の再利用等に関する法律公布 ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布 |
| 12. 7. 19 | ○大船渡地区クリーンセンター（一般廃棄物積込中継施設）竣工 |
| 12. 9. 1～12. 31 | ○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（盛雇用住宅、台町、小河原、清水、新道、上手、甲子） |
| 12. 11 | ○大船渡湾水環境保全計画策定 |
| 12. 11. 1～12. 10 | ○エコ・ライフ推進モデル事業実施（上手地域）（岩手県指定） |
| 12. 11. 10～11. 12 | ○大船渡湾浄化フェア 2000 開催（サン・リアショッピングセンター） |
| 12. 11. 20 | ○ “ ” （大船渡商工会議所） |
| 12. 12. 28 | ○大船渡市環境施策推進会議設置 |
| 13. 2. 26 | ○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定 |
| 13. 4. 1 | ○大船渡市環境基本条例施行 |
| 13. 4 | ○砂子浜・千歳地区漁業集落排水処理施設事業着手 |
| 13. 10～14. 2 | ○エコライフ推進事業実施（上木町、地ノ森一区、末崎町中井、佐野、長谷堂団地、平田、小通） |
| 13. 10. 27～10. 28 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 13. 11. 2 | ○大船渡港内で油流出事故発生 |
| 13. 11. 15 | ○大船渡市と旧三陸町が合併し新生大船渡市誕生、三陸支所市民生活課が三陸町地区の環境行政担当課となる |
| 13. 12 | ○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（略称：生活環境保全条例）公布（岩手県） |
| 14. 2. 21 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡商工会議所：環境懇談会） |
| 14. 5. 29 | ○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（203ha⇒397.9ha） |
| 14. 5 | ○土壌汚染対策法公布 |
| 14. 7 | ○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布 |
| 14. 10～15. 2 | ○エコライフ推進事業実施（旭町、富沢一区、西館、生形、長谷堂、田谷、大森、小石浜、甫嶺、後山） |
| 14. 10. 26～10. 27 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 14. 12 | ○循環型社会の形成に関する条例公布（岩手県） |
| 15. 2. 28 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラホール：環境懇談会） |
| 15. 3 | ○新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布（岩手県） ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布（岩手県） ○岩手県産業廃棄物税条例公布 |
| 15. 3. 7 | ○大船渡市環境基本計画策定 |
| 15. 4 | ○小石浜地区漁業集落排水処理施設供用開始 |
| 15. 10～16. 2 | ○エコライフ推進事業実施（吉野町、地ノ森二区、門之浜、赤崎町中井、下久名畑、町場、長安寺、砂子浜、泊（越喜来）、大野（吉浜）） |
| 15. 10 | ○岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例公布 |
| 15. 10. 25～10. 26 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 16. 2. 27 | ○ “ ” （シーパル大船渡：環境懇談会） |
| 16. 4 | ○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が三陸支所総務課となる |

| 年 月 日 | 記 事 |
|-------------------|--|
| 平成 | |
| 16. 7 | ○大船渡湾水環境保全計画アクションプラン策定 |
| 16. 10～17. 2 | ○エコライフ推進事業実施（木町、赤沢、小細浦、長崎、上久名畑、大畑野、平山、野形、浦浜東、扇洞） |
| 16. 10. 23～10. 24 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 17. 1 | ○大船渡湾水環境の保全に関する標語コンクール実施（応募作品 715 点） |
| 17. 2. 28 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラアホール：環境セミナー） |
| 17. 4. 1 | ○蛸ノ浦地区（一部）・砂子浜地区漁業集落排水処理施設供用開始 |
| 17. 10～18. 2 | ○エコライフ推進事業実施（本町、明土、泊里、沢田、上富岡、和村、関谷、小路、下通） |
| 17. 10. 16 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（シーパル大船渡：環境セミナー） |
| 17. 10. 22～10. 23 | ○ ” ” （大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 18. 2. 26 | ○環境活動発表会開催（カメラアホール） |
| 18. 4 | ○環境大気常時監視測定局見直しに伴い、茶屋前局での二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*の測定が中止され、二酸化窒素*のみの測定となる（岩手県） |
| 18. 5 | ○第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定 |
| 18. 10～19. 2 | ○エコライフ推進事業実施（愛宕町、地ノ森一区、碁石、赤崎町宿、猪川町大野、上手、日頃市町宿、石浜、崎浜、根白） |
| 18. 10. 21～10. 22 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 18. 11. 12 | ○ ” ” （大船渡商工会議所：環境フォーラム 2006） |
| 19. 3. 30 | ○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（397. 9ha⇒666. 2ha） |
| 19. 10～20. 2 | ○エコライフ推進事業実施（八幡町、浜町、三十刈、合足、上中井、下欠、川内、田浜、仲区、千歳） |
| 19. 10. 20～10. 21 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 19. 10. 26 | ○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場） |
| 20. 7. 24 | ○海のシンポジウム開催（大船渡プラザホテル：海フェスタ） |
| 20. 7. 25 | ○大船渡港流出油災害対策訓練（野々田埠頭：海フェスタ） |
| 20. 8. 19～10. 26 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |
| 20. 10～21. 2 | ○エコライフ推進事業実施（桜場、須崎、山根、後ノ入、下権現堂、川原、鷹生、港、西区、中通） |
| 20. 10. 25～10. 26 | ○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー） |
| 20. 10. 28 | ○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場） |
| 21. 1. 31 | ○けせん環境フォーラム開催（リアスホール） |
| 21. 10 | ○一般廃棄物試験分別収集事業開始（赤崎町内（蛸ノ浦地区除く）） |
| 21. 10～22. 2 | ○エコライフ推進事業実施（田茂山一区、田中、船河原、大洞、上久名畑、久保、坂本沢、岩崎、浦浜南、上通） |
| 21. 10. 23～11. 20 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |
| 21. 10. 24～10. 25 | ○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館） |
| 21. 10. 27 | ○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場） |
| 21. 11. 14 | ○けせん環境フォーラム開催（リアスホール） |
| 22. 4 | ○崎浜地区漁業集落環境整備事業着手 |
| 22. 10 | ○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（赤崎町、猪川町の一部（下富岡、上富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井）、立根町） |
| 22. 10～23. 3 | ○エコライフ推進事業実施（田茂山二区、明神前、峯岸、清水、新道、菅生、板用、宮野（西、東）、上甫嶺、増館） |
| 22. 10. 1～10. 30 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |

| 年 月 日 | 記 事 |
|-------------------|--|
| 平成 | |
| 22. 10. 23～10. 24 | ○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館） |
| 22. 10. 28 | ○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場） |
| 23. 1. 29 | ○けせん環境フォーラム開催（住田町農林会館） |
| 23. 3. 11 | ○東日本大震災 |
| 23. 3 | ○一般廃棄物試験分別収集事業中断 |
| 23. 4. 11 | ○岩手沿岸南部クリーンセンター竣工 |
| 23. 11. 1 | ○岩手沿岸南部クリーンセンター操業開始 |
| 24. 3 | ○一般廃棄物試験分別収集事業再開 |
| 24. 3 | ○環境大気常時監視測定局が、茶屋前局から猪川町局に変更（岩手県） |
| 24. 4. 1 | ※茶屋前局は、東日本大震災の津波により被災し、測定不能の状態であった。 |
| 24. 4. 1 | ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が改正され、地域の指定等の事務が岩手県から一般市（当市を含む。）に委譲となる。 |
| 24. 4. 1 | ○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が総務部三陸支所となる。 |
| 24. 10. 1 | ○気仙広域連合衛生センター復旧 |
| 24. 10. 1 | ○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町） |
| 24. 10～25. 3 | ○エコライフ推進事業実施（御山下、下船渡、中野、佐野、前田、平田、田代屋敷、野々前、白浜、大野） |
| 25. 1. 31 | ○第2次大船渡市環境基本計画策定 |
| 25. 10～26. 3 | ○エコライフ推進事業実施（吉野町、屋敷、小田、永浜、下富岡、田谷、石橋、小石浜、扇洞） |
| 25. 11. 26～12. 6 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |
| 26. 3 | ○大船渡湾水環境保全計画改定 |
| 26. 3 | ○災害廃棄物の処理が完了 |
| 26. 10. 25～11. 11 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |
| 26. 9～27. 3 | ○エコライフ推進事業実施 |
| 27. 12. 4～12. 10 | ○大船渡市マイバッグ推進キャンペーン実施 |
| 27. 10～28. 3 | ○エコライフ推進事業（木町、南笹崎、門之浜、山口、下久名畑、川原、小通、小路、根白） |

表 15 公害防止協定・環境保全協定等締結状況

| No. | 締結企業 | 締結団体 | 形式 | 締結年月日 | 備考 |
|-----|--|---|----|-------------|--|
| 1 | (株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S46. 5. 17 | |
| 2 | (株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S46. 5. 19 | 立会人 日頃市町石橋衛生組合 |
| 3 | 大船渡湾冷凍水産物加工業協同組合 | 三漁協 (現 大船渡市漁業協同組合) | 協定 | S46. 8. 12 | 立会人 大船渡市 |
| 4 | (株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S47. 2. 21 | 立会人 市衛生組合連合会 赤崎町後ノ入公民館 |
| 5 | (株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S47. 3. 22 | 立会人 鷹生公民館 |
| 6 | (株) ナック (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S47. 4. 17 | 立会人 立根町衛生組合連合会 立根地区公民館 |
| 7 | 佐々木 隆 | 大船渡市 | 協定 | S51. 11. 24 | 立会人 石橋公民館 |
| 8 | 鬼丸採石所 | 大船渡市 | 協定 | S54. 5. 2 | 立会人 坂本沢公害防止対策委員会 |
| 9 | 岩手資源開発(株) | 大野地域公民館 | 協定 | S55. 12. 5 | 立会人 大船渡市 |
| 10 | (株) 甘竹ナック (現 (株) アマタケ) | 大船渡市 | 協定 | S61. 5. 30 | 立会人 立根地区公民館 |
| 11 | 大船渡タイハイフード(株)大船渡工場 (現 タイハイ(株)フード事業部大船渡工場) | 大船渡市 | 協定 | H元. 10. 9 | 立会人 赤崎町清水地域契約会 赤崎漁業協同組合 |
| 12 | (株) アマタケ | 大船渡市 | 協定 | H2. 3. 30 | 立会人 盛川漁業協同組合 |
| 13 | 大船渡アスコン | 大船渡市 大畑野地域公民館 | 協定 | H5. 7. 9 | |
| 14 | 坂井マリン(株) | 大船渡市 後ノ入地域公民館 | 協定 | H5. 10. 13 | |
| 15 | (株) 佐賀組 | 大船渡市 大畑野地域公民館 | 協定 | H8. 3. 14 | |
| 16 | (株) 三栄工業所 | 大船渡市 | 協定 | H8. 9. 17 | |
| 17 | 大船渡地区環境衛生組合 大船渡市 | 大船渡地区ゴミ焼却施設対策協議会 | 覚書 | H10. 8. 31 | |
| 18 | 五葉温泉(株) (現 五葉地域振興(株)) | 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会) | 協定 | H11. 3. 2 | 立会人 大船渡市 |
| 19 | 五葉地域振興(株) | 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会) | 覚書 | H12. 3. 13 | 立会人 大船渡市 |
| 20 | 太平洋セメント(株)大船渡工場 | 大船渡市 | 協定 | H15. 4. 17 | 立会人 赤崎地区振興協議会 |
| 21 | 中村建設(株) | 大船渡市 | 協定 | H16. 9. 27 | 立会人 越喜来小峠地区 越喜来浦浜西区 越喜来泊区 越喜来漁業協同組合 |
| 22 | 龍振鋳業(株) | 大船渡市 | 協定 | H16. 12. 21 | |
| 23 | 鎌田水産(株) | 大船渡市 | 協定 | H17. 2. 28 | 立会人 大船渡市漁業協同組合 |
| 24 | 佐々木モータース | 大船渡市 | 協定 | H17. 3. 15 | |
| 25 | (有) アトラス (現 (株) アトラス) | 大船渡市 大畑野地域公民館 | 協定 | H17. 6. 29 | |

| No. | 締結企業 | 締結団体 | 形式 | 締結年月日 | 備考 |
|-----|---------------------|---|----|-------------|---------------------------------------|
| 26 | (株) 岩手環境保全 | 大船渡市 | 協定 | H18. 2. 28 | 立会人 立根地区公民館 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 |
| 27 | (有) C S | 日頃市地区公民館 宿地域公民館 関谷地域公民館 | 協定 | H18. 8. 31 | 立会人 大船渡市 |
| 28 | 理研食品(株) | 末崎地区公民館 峰岸地域公民館 大船渡市漁業協同組合 | 協定 | H18. 12. 8 | 立会人 大船渡市 |
| 29 | (有) コウ (現(株) コウ) | 盛地区公民館 田茂山二区地域公民館 盛川漁業協同組合 | 協定 | H19. 10. 22 | 立会人 大船渡市 |
| 30 | (株) 大船渡資源 | 盛地区公民館 八幡町地域公民館 盛川漁業協同組合 | 協定 | H20. 7. 28 | 立会人 大船渡市 |
| 31 | (株) 大船渡資源 | 大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 盛川漁業協同組合 | 協定 | H21. 12. 7 | 立会人 大船渡市 |
| 32 | (株) 岩手環境保全 | 大船渡市 盛川漁業協同組合 立根地区公民館 和村地域公民館 日頃市地区公民館 小通地域公民館 | 協定 | H22. 3. 18 | |
| 33 | (株) 阿部長商店 | 大船渡地区公民館 中央通町内会 台町地域公民館 | 協定 | H22. 9. 1 | 立会人 大船渡市 |
| 34 | (株) 大船渡産業 | 日頃市地区公民館 | 協定 | H24. 3. 22 | 立会人 大船渡市 |
| 35 | (株) アマタケ | 大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 地ノ森二区地域公民館 | 協定 | H24. 10. 1 | 立会人 大船渡市 |
| 36 | 元正榮北日本水産(株) | 石浜方正会 綾里漁業協同組合 | 協定 | H25. 11. 1 | 立会人 岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター 大船渡市 |
| 37 | (株) 泰興商事 | 大船渡市 | 協定 | H27. 3. 2 | |

表 16 浄化槽設置状況調（補助金交付基数）

【三陸町を除く地区】

（単位：基）

| 年度 | 区分 | 盛 | 大船渡 | 末崎 | 赤崎 | 猪川 | 立根 | 日頃市 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| H元 | 新 築 | 81 | 162 | 96 | 120 | 164 | 179 | 55 | 857 |
| | 増改築 | 27 | 65 | 161 | 79 | 93 | 56 | 70 | 551 |
| 17 | 年 計 | 108 | 227 | 257 | 199 | 257 | 235 | 125 | 1,408 |
| 18 | 新 築 | — | 5 | 11 | 3 | 19 | 14 | 5 | 57 |
| | 増改築 | — | 1 | 6 | 8 | 6 | 2 | 7 | 30 |
| | 年 計 | — | 6 | 17 | 11 | 25 | 16 | 12 | 87 |
| 19 | 新 築 | — | 2 | 10 | 2 | 6 | 6 | 2 | 28 |
| | 増改築 | — | 1 | 13 | 4 | 2 | 4 | 3 | 27 |
| | 年 計 | — | 3 | 23 | 6 | 8 | 10 | 5 | 55 |
| 20 | 新 築 | — | 0 | 7 | 1 | 11 | 10 | 1 | 30 |
| | 増改築 | — | 0 | 13 | 2 | 7 | 2 | 3 | 27 |
| | 年 計 | — | 0 | 20 | 3 | 18 | 12 | 4 | 57 |
| 21 | 新 築 | — | 0 | 7 | 1 | 13 | 7 | 1 | 29 |
| | 増改築 | — | 0 | 8 | 0 | 3 | 1 | 7 | 19 |
| | 年 計 | — | 0 | 15 | 1 | 16 | 8 | 8 | 48 |
| 22 | 新 築 | — | 0 | 4 | 1 | 8 | 10 | 2 | 25 |
| | 増改築 | — | 0 | 10 | 1 | 1 | 1 | 3 | 16 |
| | 年 計 | — | 0 | 14 | 2 | 9 | 11 | 5 | 41 |
| 23 | 新 築 | — | 5 | 5 | 7 | 12 | 16 | 3 | 48 |
| | 増改築 | — | 4 | 9 | 1 | 3 | 1 | 5 | 23 |
| | 年 計 | — | 9 | 14 | 8 | 15 | 17 | 8 | 71 |
| 24 | 新 築 | — | 10 | 35 | 16 | 25 | 46 | 4 | 136 |
| | 増改築 | — | 1 | 5 | 4 | 3 | 7 | 2 | 22 |
| | 年 計 | — | 11 | 40 | 20 | 28 | 53 | 6 | 158 |
| 25 | 新 築 | — | 15 | 35 | 31 | 28 | 24 | 5 | 138 |
| | 増改築 | — | 1 | 11 | 3 | 5 | 11 | 5 | 36 |
| | 年 計 | — | 16 | 46 | 34 | 33 | 35 | 10 | 174 |
| 26 | 新 築 | — | 9 | 47 | 10 | 13 | 34 | 4 | 117 |
| | 増改築 | — | 2 | 12 | 3 | 0 | 3 | 4 | 24 |
| | 年 計 | — | 11 | 59 | 13 | 13 | 37 | 8 | 141 |
| 27 | 新 築 | — | 8 | 98 | 14 | 4 | 27 | 3 | 154 |
| | 増改築 | — | 1 | 11 | 2 | 1 | 3 | 1 | 19 |
| | 年 計 | — | 9 | 109 | 16 | 5 | 30 | 4 | 173 |
| 合 計 | | 108 | 292 | 614 | 313 | 427 | 464 | 195 | 2,413 |

【三陸町地区】

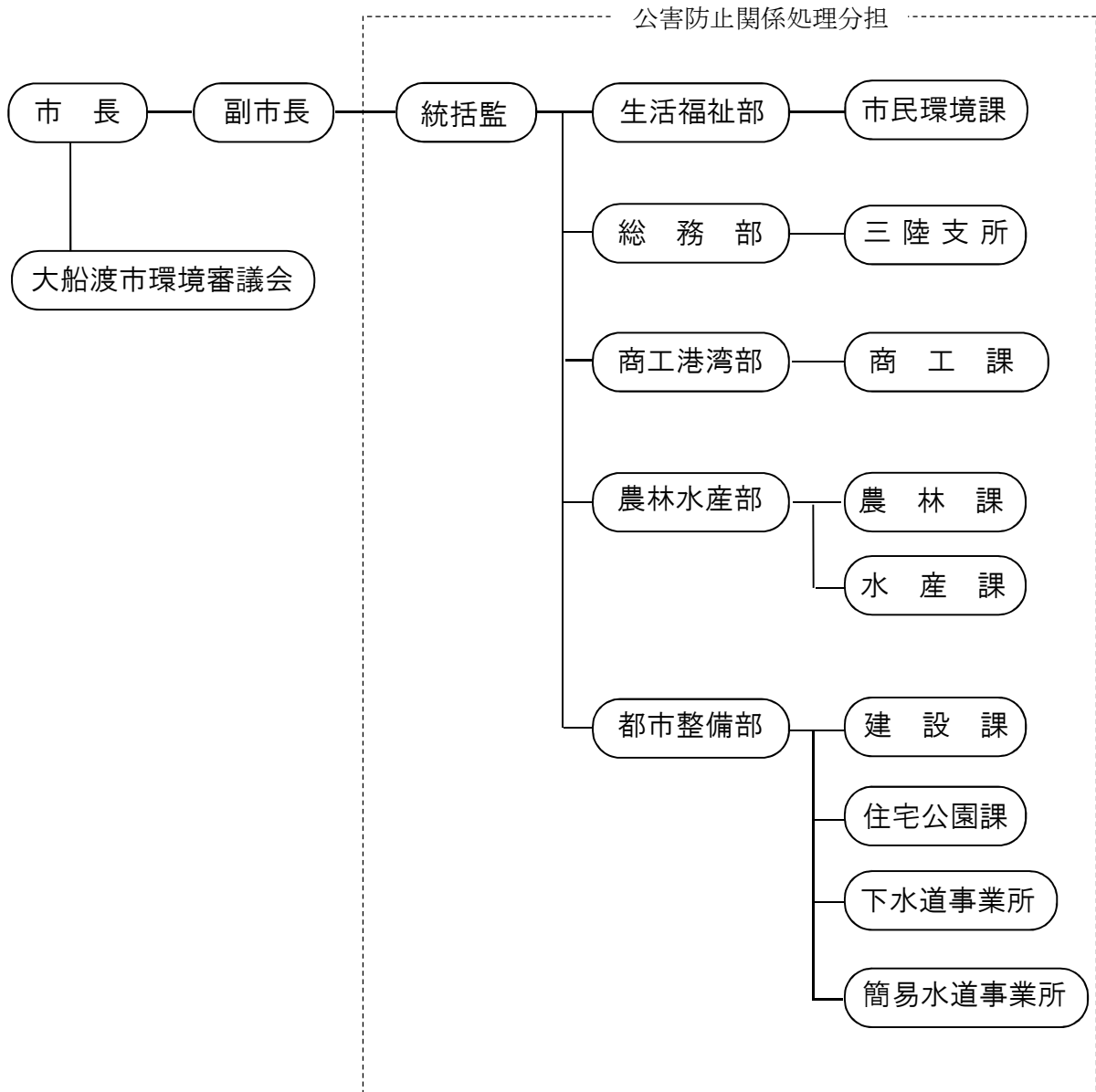
（単位：基）

| 年度 人槽 | H3～21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 合計 |
|----------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 5 | 28 | 2 | 5 | 13 | 8 | 36 | 22 | 56 |
| 6～7 | 249 | 18 | 8 | 38 | 27 | 35 | 30 | 405 |
| 8～10 | 174 | 0 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 183 |
| 11～50 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 合計 | 466 | 20 | 14 | 54 | 36 | 73 | 54 | 590 |

資料：市下水道事業所

第2 環境公害行政組織と処理分担

1 組織



2 処理分担

| 課 名 | 公 害 防 止 関 係 処 理 分 担 事 項 |
|------------------|--|
| 生活福祉部 市民環境課 | 1. 公害防止対策の総合的企画及び連絡調整に関すること 2. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 3. 騒音、振動及び悪臭の規制及び防止に関すること 4. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための調査、監視及び指導に関すること |
| 商工港湾部 商 工 課 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 農林水産部 農 林 課 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 農林水産部 水 産 課 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 都市整備部 建 設 課 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 都市整備部 住宅公園課 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 都市整備部 下水道事業所 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 都市整備部 簡易水道事業所 | 1. 所管に属する公害の防止指導に関すること |
| 総務部 三陸支所 | 1. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 2. 公害の防止及びその指導に関すること |

資料：大船渡市行政組織規則（平成11年3月29日規則第7号）

第3 大船渡市環境審議会

環境問題への対策は、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な判断を要請されます。

このため、公害対策基本法において市町村公害対策審議会を設置できることとなり、本市は昭和46年12月に大船渡市公害対策審議会条例を制定後、審議会を設置し、公害防止対策に関する基本事項について、調査及び審議を行いました。

その後、国では環境問題の構造変化を踏まえ、公害対策基本法を見直して新たに環境基本法を制定しました。

これに伴い、本市においても大船渡市公害対策審議会条例を廃止して、平成6年10月に大船渡市環境審議会条例を制定し、さらに、大船渡市環境審議会条例を廃止して、平成13年3月に大船渡市環境基本条例を制定し、大船渡市環境審議会を設置しています。

審議会委員は、本条例に基づき委員20名以内により組織し、学識経験を有する者、環境、産業等に関する団体に属する者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱します。現在は、学識経験を有する者8名、環境、産業等に関する団体に属する者10名、公募で選任された者2名の20名で構成しています。

平成26・27年度においては、大船渡市の環境公害測定や大船渡市地球温暖化対策推進実行計画、大船渡市環境基本計画に係る事業実施状況、東日本大震災に係る対応状況などについて審議しました。

第3章 第2次大船渡市環境基本計画（概要抜粋）

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、平成13年4月に環境の保全及び創造について、基本理念、市民・事業者・市の責務、施策の基本となる事項などを定めた大船渡市環境基本条例を施行しました。平成15年3月には、この条例の基本理念を実現するため、計画期間を平成15年度から24年度までとする大船渡市環境基本計画を策定し、計画を推進してきました。

第2次大船渡市環境基本計画は、前計画期間中に生じた本市を取り巻く様々な状況の変化などを踏まえて、平成25年度からの長期的な目標と施策の方向などを示すとともに、市民・事業者・市の各主体の自主的行動と協働によって、これらを総合的・計画的に推進するものです。

2 基本理念

本計画は、環境基本条例第8条に基づくものであり、同条例第3条に掲げる以下の5つの基本理念の実現に向けて中心的な役割を担います。

- ・ 恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築
- ・ 恵まれた快適な環境を将来の世代に継承
- ・ 環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会の構築
- ・ 地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携
- ・ あらゆる事業活動及び日常生活における積極的な地球環境保全

3 計画の性格

本計画は、大船渡市総合計画（平成23～32年度）を環境分野から実現していくための基本計画として、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、それらの総合的・計画的な推進と具体的な事務事業の実施を図ります。

また、環境面の長期的・総合的観点から、大船渡市復興計画（平成23～32年度）や各行政分野の計画、方針などとの連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくための、環境の指針となるものです。

4 望ましい環境像

大船渡市環境基本条例の基本理念と、大船渡市総合計画の将来都市像を踏まえながら、本計画がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

自然と調和し よりよい環境を 未来につなぐまち 大船渡

5 基本目標

望ましい環境像を具体化していくために、「生活環境の保全」「自然環境との調和」「環境共生型の暮らし」「各主体の行動」の4つの視点から基本目標を掲げます。

基本目標1 「市民が安心してくらすきれいな生活環境をめざします」

市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つことに加えて、身近な生活環境について汚染物質の影響や不快な音・臭気などに悩まされることのないようにしていくことが不可欠です。

そのため、日常生活を取り巻く環境について、市民が安心してくらすことのできる、きれいで良好な状態を保っていくまちをめざします。

基本目標2 「自然環境と調和し快適にくらすまちをめざします」

三陸地域の自然は、時に災害を起こす厳しい面をもつ一方で、産業や生活へ多大な恩恵をもたらしており、歴史・文化と相まって魅力的な景観をなしています。また、多種多様な動植物が自然生態系の広大なネットワークを形成しており、全国的にも貴重な自然環境を有しています。このことは、市民が共有する地域の財産といえます。

そのため、自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用し、また景観や自然生態系を良好に保ちながら、市民の快適な暮らしを支えていくまちをめざします。

基本目標3 「地球環境に配慮した環境共生型の暮らしをめざします」

私たちは生活や産業で毎日多くの資源・エネルギーを利用しており、そこから発生する廃棄物や二酸化炭素などが要因（環境負荷）となって、環境汚染や地球温暖化などの環境問題を悪化させています。その解決には、生活様式や産業活動、社会経済のあり方を変えていくとともに、環境負荷を減らす技術を開発、導入していく必要があります。

そのため、資源・エネルギーの利用と環境問題との関連について、市民・事業者・市のみんなが認識し、地球環境に対する配慮と対策に努め、環境共生型の生活と産業が営まれるまちをめざします。

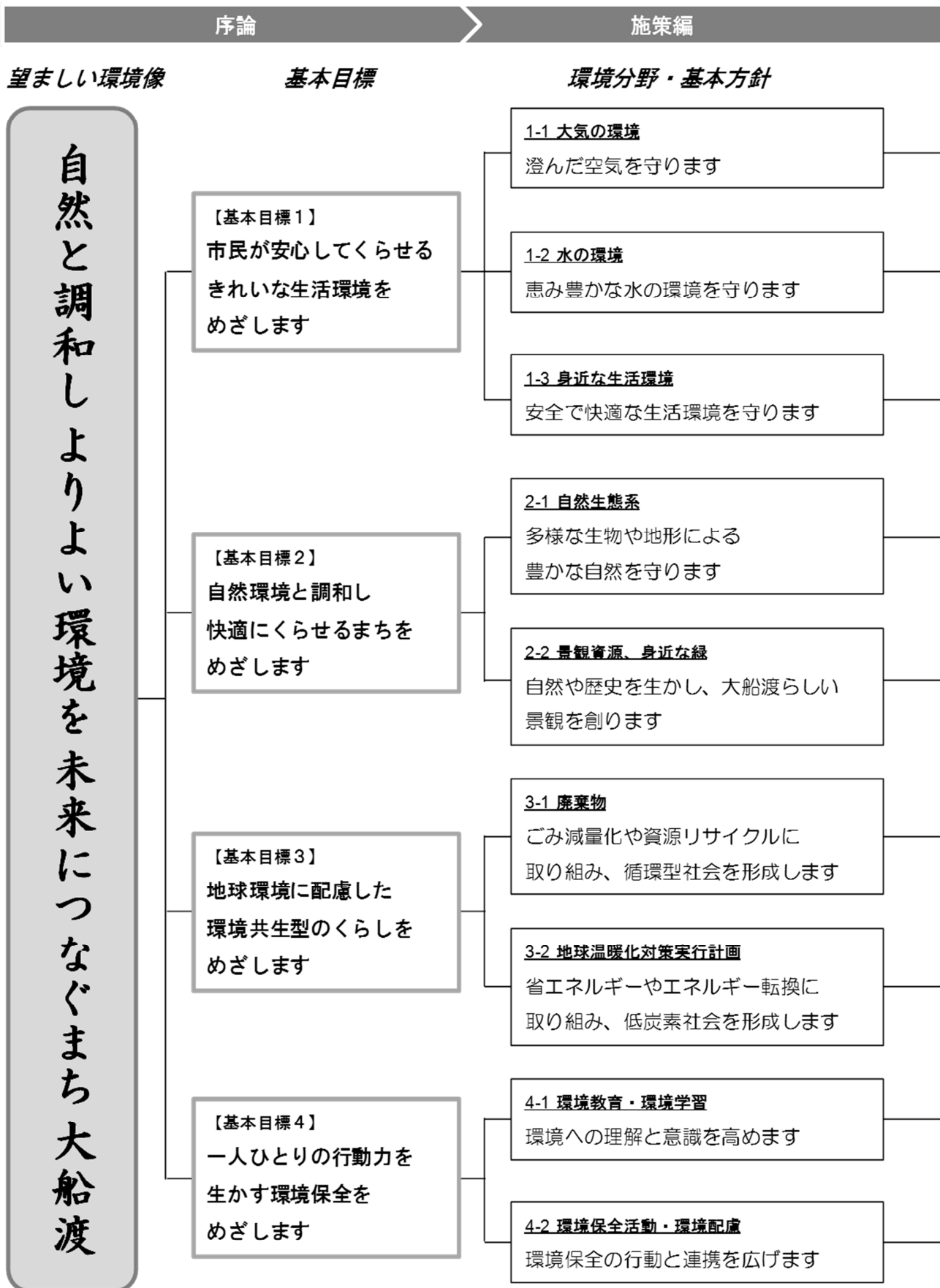
基本目標4 「一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします」

今日の環境問題は複雑、多様で、その要因は生活や産業のあらゆる場面にあることから、環境保全に向けた一人ひとりの意識の高まりと正しい知識、自主的、積極的な行動が求められています。

そのため、市民・事業者・市のみんなが環境について理解を深め、環境への配慮を実践するまちをめざします。

第2 計画の構成

望ましい環境像の下に、計画を体系的に構成します。



施策編 → 行動指針編 → 推進編

施策の方針

- ①大気環境の監視
②工場・事業場対策
③自動車排ガス対策
- ①水環境の監視・汚濁事故対策
②生活系排水対策
③産業系排水対策
④水源保全・水質浄化
- ①騒音・振動、悪臭対策
②有害化学物質対策
③放射線影響対策
- ①希少な自然の保護
②里地・里山・里海の保全
③有害鳥獣・外来生物対策
- ①自然・歴史景観の活用
②緑化の普及・啓発
- ①3Rの推進
②廃棄物の適正処理
③環境美化の推進
- ①地球温暖化に関する啓発
②省資源・省エネルギーの普及
③環境負荷の小さいエネルギーの普及
④市の率先行動
- ①環境教育の推進
②人材育成と情報提供
- ①環境保全活動の推進
②日常生活における環境配慮の推進
③事業活動における環境配慮の推進
④開発事業における環境配慮の推進

市民・事業者の日常的な環境配慮行動

3Rの実践

エコライフの実践

エコオフィスの実践

エコドライブの実践

計画の推進及び進行管理

計画の推進体制

計画の進行管理

第3 施策の方針

基本目標の実現に向けて、環境分野ごとの基本方針と施策の方針を示します。

1-1 大気環境

【基本方針】澄んだ空気を守ります

①大気環境の監視

- ・大気の常時監視測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・測定結果の公表

②工場・事業場対策

- ・工場・事業場の監視
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発

③自動車排ガス対策

- ・エコカーの普及
- ・エコドライブの啓発
- ・道路沿道緑化の推進

1-2 水環境

【基本方針】恵み豊かな水の環境を守ります

①水環境の監視・汚濁事故対策

- ・公共用水域の水質測定
- ・監視地点・項目の追加の検討
- ・測定結果の公表
- ・水質汚濁事故の未然防止
- ・水質汚濁事故発生時の緊急連絡及び処理体制の充実強化

②生活系排水対策

- ・公共下水道の整備
- ・公共下水道整備区域内における水洗化の促進
- ・公共下水道整備区域外における集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置促進
- ・生活雑排水に関する啓発
- ・生活雑排水対策などの環境保全活動の促進

③産業系排水対策

- ・諸法令に基づく指導
- ・法令による規制を受けない小規模事業場への指導
- ・環境汚染防止に関する意識啓発
- ・農家、畜産農家への環境保全型農業の普及啓発

④水源保全・水質浄化

- ・大船渡湾の水質浄化対策の検討
- ・湾内に流入するごみ対策
- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備
- ・地下水のかん養の促進
- ・地盤沈下への対策

1-3 身近な生活環境

【基本方針】安全で快適な生活環境を守ります

①騒音・振動、悪臭対策

- ・騒音・振動や悪臭の測定
- ・調査・監視体制の充実
- ・諸法令に基づく指導
- ・環境汚染防止に関する意識の啓発、測定結果の公表
- ・野外焼却等の禁止の徹底

②有害化学物質対策

- ・有害化学物質による環境汚染の実態調査
- ・農薬・溶剤などの適正使用や廃棄物処理施設の適正管理の指導
- ・化学物質による土壌・地下水汚染への対策
- ・市民・事業者・行政などの連携による情報の共有化
- ・事業者の自主的な排出抑制対策のための情報の提供

③放射線影響対策

- ・放射線量等の調査と低減措置の実施
- ・市民への情報提供
- ・測定体制と対策の充実

2-1 自然生態系

【基本方針】多様な生物や地形による豊かな自然を守ります

①希少な自然の保護

- ・野生動植物の生息・生育環境と生態系の保全
- ・地域開発事業実施にあたっての環境保全上の配慮の推進
- ・自然環境に関する情報等の提供と保護意識の啓発
- ・自然環境の調査・研究
- ・土地利用区分、諸法規制等に基づく土地利用の推進

②里地・里山・里海の保全

- ・森林や農地等の公益的機能の向上・保全に向けた適正な管理・整備と情報の提供
- ・環境に配慮した農林漁業促進に向けた啓発

③有害鳥獣・外来生物対策

- ・有害鳥獣に関する調査研究と適正な個体数管理
- ・特定外来生物への対策
- ・防除・駆除の推進

2-2 景観資源、身近な緑

【基本方針】自然や歴史を生かし、大船渡らしい景観を創ります

①自然・歴史景観の活用

- ・自然環境を生かした観光地の環境保全整備や美化
- ・三陸復興国立公園や長距離自然歩道の整備と利用の促進
- ・文化財の調査研究、保護・活用等の推進
- ・民俗芸能、祭り、年中行事など伝統的な生活文化の継承
- ・個性ある景観づくりへの歴史的資源の活用
- ・指定文化財の整備活用の検討
- ・図書館・博物館の充実による情報の保存と提

供

②緑化の普及・啓発

- ・都市公園の計画的な整備と適切な維持管理
- ・市街地の緑化の推進
- ・親水空間の整備と保全
- ・緑に関する情報提供の推進
- ・市民の緑化活動支援の推進

3-1 廃棄物

【基本方針】ごみ減量化や資源リサイクルに取り組み、循環型社会を形成します

①3Rの推進

- ・ごみの適正な分別・処理の推進
- ・ごみの減量化・再資源化の検討
- ・市民によるごみの減量化・再資源化に関する活動への支援
- ・3Rに関する情報の提供と意識啓発
- ・市の業務におけるごみの減量化・再資源化の推進

②廃棄物の適正処理

- ・ごみ処理施設の適正な管理・運営
- ・ごみ処理の広域化の推進
- ・廃棄物・災害廃棄物の適正処理

③環境美化の推進

- ・市民総参加による環境美化、公衆衛生活動の推進
- ・環境美化運動の推進に向けた各種団体との協力
- ・環境美化・公衆衛生活動団体に対する支援
- ・海浜や観光地などの美化
- ・不法投棄の防止対策の推進

3-2 地球温暖化対策実行計画

【基本方針】省エネルギーやエネルギー転換に取り組み、低炭素社会を形成します

- ①地球温暖化に関する啓発
 - ・日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素の抑制についての普及啓発
 - ・地球温暖化に関する情報提供
- ②省資源・省エネルギーの普及
 - ・気仙広域環境未来都市計画の推進
 - ・省資源・省エネルギーに関する意識啓発
 - ・市の業務における省エネルギー率先行動の推進
 - ・公共交通機関の利用推進
 - ・二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全
- ③環境負荷の小さいエネルギーの普及
 - ・気仙広域環境未来都市計画の推進
 - ・公共施設等における再生可能エネルギー導入の検討
 - ・二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全
- ④市の率先行動
 - ・市の業務における温室効果ガス削減率先行動の推進

4-1 環境教育・環境学習

【基本方針】環境への理解と意識を高めます

- ①環境教育の推進
 - ・学校教育活動全体を通じた環境教育の推進
 - ・地区公民館等が中心となった地域環境教育の推進
 - ・市民への環境に対する意識の啓発
 - ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓発
- ②人材育成と情報提供
 - ・教育機関と連携した指導者育成
 - ・環境教育・環境学習に役立つ地域環境情報の収集・整理・提供

4-2 環境保全活動・環境配慮

【基本方針】環境保全の行動と連携を広げます

- ①環境保全活動の推進
 - ・環境保全活動を行う団体に対する支援
 - ・環境保全活動への参加意識の啓発
 - ・地域の環境活動情報の提供
 - ・環境ボランティア団体のリーダー育成
- ②日常生活における環境配慮の推進
 - ・環境にやさしいくらしの情報提供と普及啓発
- ③事業活動における環境配慮の推進
 - ・事業場への環境汚染防止等に関する意識の啓発
 - ・事業者と地域との環境保全協定締結の支援
 - ・各種産業の環境と調和の促進
- ④開発事業における環境配慮の推進
 - ・環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価制度の適切な推進
 - ・自然環境保全指針の周知や自然環境情報の収集・提供
 - ・適切な土地利用の促進

第4 行動指針

望ましい環境像の実現には、市民・事業者・市の各主体の自主的な環境配慮が必要です。循環型社会づくりに向けた3Rと、日常の生活や事業活動、自動車利用の低炭素化についての行動の指針を示します。

(1) 3Rの実践

- ① リデュース
ごみの発生抑制に努めましょう。
- ② リユース
ものの再利用に努めましょう。
- ③ リサイクル
廃棄されるものの再資源化に努めましょう。

(2) エコライフの実践

- ① 冷暖房の効率改善
- ② 自動車依存の抑制
- ③ 給湯の効率改善と節水
- ④ 家電利用の効率改善
- ⑤ 炊事の効率改善
- ⑥ 省エネ型機器などの利用
- ⑦ 地産地消

(3) エコオフィスの実践

- ① 冷暖房の効率改善
- ② オフィス環境関連
- ③ 通勤・移動関連
- ④ OA機器関連
- ⑤ 家電・水回り関連
- ⑥ 建物・敷地関連
- ⑦ 行動改善

(4) エコドライブの実践

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ アイドリングストップ
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

第5 環境基本計画の分野別の達成状況

| 環境の分野 | 項目・達成目標 | H27実績 | H34目標 | (単位) |
|-----------------|------------------------------|---|---|----------------------|
| 大気環境 | 二酸化窒素の環境基準 | 0.006 | 0.04(環境基準) | ppm |
| | 降下ばいじん量(権現堂) | 8.9 | 10.0 | t/km ² /月 |
| | 降下ばいじん量(野々田) | 6.9 | 10.0 | t/km ² /月 |
| | 公用車に占めるエコカー導入割合 | 71.07 (前年度比3.83%増) | 対前年度以上 | % |
| 水の環境 | 盛川本流権現堂橋のBOD | 1.3 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 盛川本流佐野橋のBOD | 0.5 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 盛川本流川口橋のBOD | 1.0 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 立根川のBOD | 0.5 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 吉浜川のBOD | 0.5 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 大船渡湾湾奥のCOD | 2.1 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 大船渡湾湾央のCOD | 1.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 大船渡湾湾口のCOD | 1.2 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 大船渡湾の全窒素(湾央) | 0.17 | 0.3(環境基準) | mg/ℓ |
| | 大船渡湾の全リン(湾央) | 0.015 | 0.03(環境基準) | mg/ℓ |
| | 綾里湾湾奥のCOD | 1.0 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 綾里湾湾口のCOD | 0.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 越喜来湾湾奥のCOD | 0.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 越喜来湾湾央のCOD | 0.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 吉浜湾湾奥のCOD | 0.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 吉浜湾湾央のCOD | 0.9 | 2.0(環境基準) | mg/ℓ |
| | 汚水処理人口 | 61.5 | 82.1 | % |
| 身近な生活環境 | 環境騒音 | 全ての測定値点で環境基準達成 | 環境基準を達成 | - |
| | 空間放射線量の調査と、市民への情報提供 | 市内9箇所定点測定を週1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。 | 市内で定点測定を実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表する。 | - |
| | 農林水産物などの放射性物質濃度の検査と、市民への情報提供 | 農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。 | 農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページなどで公表する。 | - |
| 自然生態系 | 間伐実施面積 | 40.07 | 397.0 | ha |
| 景観資源、身近な緑 | 市街地の緑化水準 | 11.7 | 15.0 | % |
| 廃棄物 | 1人1日あたりごみ排出量 | 675 | 500 | g |
| 地球温暖化対策 実行計画 | 市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量 | 2,629 (前年度比1.9%減) | 対前年度以下 | t |
| | 市域における二酸化炭素排出量 | 7.5 [*] (総排出量362千トン) | 平成2年度比で25%削減 | % |
| 環境教育・環境学習 | 青少年の環境保全実践活動等参加団体数 | 8 | 30 | 団体数 |

※ 環境省の簡易版マニュアルによる全市区町村の推計値。

- 大気環境の目標について
二酸化窒素、降下ばいじん量の環境基準は、目標が達成されています。
公用車に占めるエコカー導入割合は、平成25年度実績で目標を達成しています。

- 水の環境の達成目標について
大船渡湾奥のCODが環境基準を達成していませんので、目標達成に努めていきます。それ以外の水質については、目標を達成しています。
汚水処理人口普及率は、61.5%となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 身近な生活環境の達成目標について
環境騒音は、平成27年度測定した全ての地点で環境基準値以下となっており、目標を達成しています。
空間放射線量の調査及び農林水産物などの放射線物質濃度の検査については、継続して測定や検査を実施しており、目標を達成しています。

- 自然生態系の達成目標について
間伐実施面積は40.07haで、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 景観資源、身近な緑の達成目標について
市街地の緑化水準は11.7%で、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 廃棄物の達成目標について
1人1日あたりごみ排出量は675gで目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 地球温暖化対策実行計画の達成目標について
市の行政事務活動における温室効果ガス排出量の平成27年度の総排出量は2,629tで、前年度比1.9%増となっております。
市域における二酸化炭素排出量は平成2年度比で7.5%削減となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 環境教育・環境学習の達成目標について
青少年の環境保全実践活動等参加団体数は8団体となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。